ネの取り付け金具が折れて飛んだことと，発電機のタービンの羽にひびが入っていたことについてであった。これらは共に重大な事故につながる危険な事故である（前号参照）。裁判長もこれが本件２号炉に関係する問題であることを認め，被告国側にこの求釈明に答えるよう指示した。

最後に，裁判所及び被告側が原告の主張の計画について尋ねたが，原告側はＥＣＣＳ用ポンプの軸の折損事故，蒸気発生器細管の破損事故，地盤問題など多くの主張点が残っていることをあげ，次回（６月１９日）この何れかの問題について準備書面を提出することにして，この日の法廷は終わった。

愛媛県と原子力安全委員会に

公開質問状

２号炉第３０回公判の後，同日午后に，八西連絡協と松山市民の会の代表らは，裁判所近くの愛媛県庁に赴いた。２号炉での相次ぐ重大な事故，燃料集合体の抑えバネとタービン回転翼の両方の破損事故，については，公判廷でも原告の平井さんが追求したが，県に対しても公開質問状（４頁参照）を手渡し，同時に，事故調査に関する情報を入手するためであった。

県庁に入ろうとした代表たちは，電車通りの向いにある自治会館の５階に案内された。県側からは公害課の課長補佐ら数名が対応に出た。代表らは，まず，事故調査資料をただしたが黙りこんだまま。たまりかねた代表らは，「今日は新らしい知事さんに会いに来たので都合を聞いてほしい」と要請。「尋ねてきます」と出ていった職員が戻ってきたのはやっとしてから。その返事は「知事は不在」とのこと。「知事さんがおられんのなら，次の方でもいいから，ともかく私たちと話のできる人に会わしてほしい」との丁重な申出にも，全員が黙りこんだまま。

業を煮やした代表らは，やむなく質問状を読みあげる。すると，やっと「確かに預ります」とだけ発言し，１時間余りの「会見」は終った。

今回の事故では，県も異例の立入調査をやったり，事故原因の究明などを四電に指示したりで，住民代表らも何らかの話し合いを期待していたのだが。

その後の記者会見の席上で住民代表らは，原子力安全委員会に対しても，今回の事故に関連して，その見解をただした１２項目に及ぶ公開質問状（３頁参照）を郵送することを発表した。

（連載中の２号炉原告準備書面は次号に）

会計報告（'87.3/1～3/31）

収入		
会費		5,000
ニュース講読料		47,000
カンパ		5,000
	計	57,000
支出		
ニュース印刷料		31,000
振替手数料		100
郵送料		9,400
２号炉公判援助金		30,000
ゼロックス・リース料		14,300
	計	84,800
差引		−27,800
積立金合計		974,299

伊方訴訟ニュース

第164号
1987年4月15日

伊方原発訴訟を支援する会

連絡先〒530 大阪市北区西天満４-９-１５ 第一神明ビル
藤田法律事務所☎０６-３６３-２１１２ 口座大阪３-４８７８０

２号炉訴訟第３０回公判

住民側「現実に起った事故によって安全審査の実態を」
国　側「安全審査は原発の現実の安全を保証しない」

３月１３日，松山は小雨もパラつき少し冬に戻ったような天気だが，マイクロバスで来る伊方の人たちも，八幡浜や保内町からそれぞれ到着した原告の面々も元気な姿を揃える。東京，大阪，高松の支援の人たちもいつものように集まり，定刻１０時から２号炉裁判は始まった。

冒頭，原告の近藤さんが立って，本日原告側に手渡された被告側の釈明書について発言を始める。「前回裁判の直前に，玄海１号原発のＥＣＣＳ用ポンプの軸が折損するという重大な事故が発見され，伊方原発にも点検の指示が来ていたことが判った。事態の緊急性のため前回口頭で求釈明したのに，被告国側は執ように書面で出すよう主張し，さらに裁判長の勧告もあったので，やむなく裁判後期日外に書面にして送った。にもかかわらず，本日まで被告側は釈明書を出さなかった，しかも釈明書のほとんどの項目は“本件審査に関係なく，釈明の要なし”となっている。こんなものを書くのに２ケ月近くもかかるのか。原告は仕事の合間に苦労して書面を書いている，被告側は裁判をするために給料を貰っている人が十数人もそこに並んでいるのに，裁判を早く進めようとする誠意がない。」と指摘した上で，書面にして出した求釈明書を読みあげる（求釈明書はニュース前号－１６２号参照）。

この後，裁判長から被告への質問を皮切りに安全審査の実態について以下のような重要な応酬があった。

裁判長：この釈明書について確認しておきたいのだが，この件で被告は審査をやったということになるのか。審査の内容は，折損が起こらない，起こっても大丈夫だ，のどちらか。前からいうように，この裁判では現実に起こる事故そのものを問題にしている訳ではない。現在起こる事故と審査当時の審査の適法か否かは，論理的には別だ。だから，現在からさかのぼって審査の当否を論じられるものもあるし，出来ないものもある。

被　告：故障した場合でも，なお安全ということだ。（注；被告釈明書には「通常運転時に余熱除去ポンプの１台が仮に主軸の損傷によって実際にその機能を喪失したとしても，非常用炉心冷却設備としての所定の安全機能を果たし得るので，原子炉の安全確保上何ら支障はない」とある。）（以下６頁右下に続く）

２号炉訴訟

原告準備書面

（１９８７年３月１３日提出）

本年１月１９日から，本件伊方２号炉の第４回定期検査中，燃料集合体を保護する金具が折れるという事故と，タービン翼にヒビ割れが１７ケ所も起こるという事故が相次いで発生した（甲１９号証の１）。

この連続した２件の事故の発生を重視した県・町が立ち入り調査をし，①故障の原因を徹底的に明らかにし，その対策を明らかにする。②三菱重工東海試験場，同高砂研究所で実施している原因究明の結果を報告する。③入念な点検整備を実施し，異常の早期発見に努める。こと等を四国電力に対して指示をすると同時に，資原エネルギー庁に対しても安全確保について指導を求める文書を送った（甲１９号証の２）。

燃料集合体を保護する金具が折れる事故は，今までに関西電力美浜三号炉，そして本年２月玄海２号炉と起きており，原子炉運転中に莫大な放射能を内ぞうした燃料集合体が，原子炉冷却水の激しい流れで，浮き上がって破壊されないように，しっかりと保護する重要な役割を果たす部分における事故だけに，原発がもついたって致命的な事故である。

タービン翼のヒビ割れ事故においては，原子炉とは直接関係がないように見えるけれども，実に原発のもつ危険性の本質的な姿が浮きぼりにされているのである。「まるで爆撃後の戦場だった」と言わしめたが，１９７２年６月，和歌山県海南市の関西電力火力発電所で，タービン発電機で水素が大爆発した。また１９８５年７月，台湾では最新鋭の馬鞍山原発１号炉では，タービンの羽根８枚が根元からちぎれ，他に１５枚の先端部分が折れるという事故が起こり，発電機内にある水素ガスが発火し，炎上した（甲１９号証ノ３）。

燃料集合体を保護する金具が折れる事故と，タービン翼にヒビ割れが生じた事故，このいずれの事故についても大事故につながる事故であり，本件伊方２号炉の安全審査に関わる，きわめて重要な事項であることは言うまでもない。

以下にあげる点について釈明を求める。

①本件伊方２号炉安全審査において，燃料集合体における保護する部分について審査を行なったかどうか。審査を行なっている場合，資料を指し示し，内容を説明せよ。

②今回の本件伊方２号炉で発生した燃料集合体における保護する部分について起こった事故の経緯と態様，原因及び考えられる影響について詳細に説明し本件伊方２号炉許可条件に違反するか，どうかを明確にせよ。

③右の見解について，原子力安全委員会の見解があれば明らかにせよ。

④本件伊方２号炉安全審査において，タービンについて審査を行なったかどうか。審査を行っている場合，資料を指し示し，説明せよ。

⑤今回の本件伊方２号炉で発生したタービン翼ヒビ割れ事故の経緯と態様，原因及び考えられる影響について詳細に説明し，本件伊方２号炉許可条件に違反するか，どうかを明確にせよ。

⑥右の見解について，原子力安全委員会の見解があれば明らかにせよ。

原子力安全委員会への質問状

私達は愛媛県の四国電力伊方原子力発電所の周辺に生活する住民です。愛媛県は，海と山が豊かで，農業，漁業が盛んであり，本当に自然に恵まれた地域です。

しかし，このように恵まれた自然の中で暮していても，伊方原発が運転を始めてからはいつ大事故が起きるかもしれないと，事故や地震の度に不安をつのらせている毎日であり，スリーマイル島原発事故，ソ連チェルノブイリ事故をまのあたりにした現在では，一層不安は大きくなっています。

すでに，伊方１号炉では，これまでに十回以上にのぼる事故が起きており，核燃料棒の穴開き事故，蒸気発生器細管の穴開き事故は，日常茶飯時のごとく繰り返し発生しています。その上に，こうした事態を根本的な対策なしに，ただ核燃料をとりかえたり，細管に栓をする－というやり方だけで済ませている四国電力と，これを認める愛媛県，更に通産省の姿勢には，怒りを通りこして，ただあきれるばかりです。ところが，このように事故続きの１号炉に加え，２号炉もまた，運転開始してわずか４年半の間に，これまで４回に亘る事故を起こしており，私達の不安は大きくなるばかりでした。

そのおりもおり，今回２月２日に，なんと核燃料集合体を固定する金具のボルトがポッキリと折れ，集合体の上に落ちてしまっていることがわかったのです。その上更に，なんと，この２日後にも，今度はタービン動翼に多数のひび割れが発生しているのが明らかにされました。

ここに至って，私達住民のみならず原発を誘致，推進してきた伊方町，愛媛県当局でさえ驚きあきれ果て，２号炉の運転始まって以来初めてという，立入検査を実施するという事態になりました（資料Ｉ参照）。しかしながら，いわゆる「監督官庁」なる通産省（資源エネルギー庁）は，今回の事故が発生するや，間髪入れずに「（ボルト折れて）バネがはずれても不都合は起きない」とし，四国電力の言い分と同じことをオウム返ししている。また，タービン動翼のひび割れについても「シール板の一部がはずれても，カバーをつき破ったりする事故にはならない」と述べ，その一方で「原因究明はこれから」と全く無責任極りない安全軽視，電力会社追随の姿勢に終始している。原発に関する安全は「常に安全側に考える」とするのが貴委員会，並びに安全審査の基本方針であるはずであるが，この方針は四国電力や通産省には適用されないのか。このままでは，我々住民のみならず，全国民あわせて，今日の原発，原子力行政に対して，強い疑問と不信を強め深めていくであろうことは，貴委員会でも十分に理解されることと思います。

ところで，以上のような余りにもひどい事故続きの伊方１号炉，２号炉は，申すまでもなく，貴委員会において，念入りに安全審査の結果，設置が許可されたものであります。

そこで私達は，今回の事故について，より正確な判断を得る上で，ぜひとも貴委員会の見解を求めるため，左記の通り質問を致しますので，証実かつ，責任ある回答を，３月３１日までにいただきますよう要請いたします。

質　問　項　目

1.事故続出の伊方１号，２号の，これまでの

事故発生，及び事故内容について，貴委員会は報告をうけているか。

2.どれだけの回数を，各，どのような内容でうけているか。

3.報告をうけているとすれば，その各事故について，どう検討し，どう判断を行なっているか。

4.その判断にもとづいて，いかなる機関（省，庁，県，四国電力等）に，どのような指示を行なったか。

5.各事故（核燃料棒の穴開き，蒸気発生器細管の穴開き，タービンの動翼ひび割れ，その他）について，再発防止にどのような対策を考え指示しているか。

6.もし，右事故の対策，判断，指示について，貴委員会が関係せず，通産省だけで対応していたとすれば，貴委員会の存在の意味は無いこととなるが，どう考えるか。

7.原子炉運転中に，各種の事故の発生がわからなければ，瞬時に大事故へと結びつくことになるのに，1年以上も運転を続けて，運転を止めてからの分解検査でしか，ボルトの損傷，タービンひび割れもわからないのでは，大事故の防止は全くできないのは自明のことである。この点についてどう考えるか。

8.添付した資料Ⅱでわかる通り，今回の2号炉事故について，愛媛県は「極めて遺憾である」とし「異常発生の防止」を四国電力に指示した。また，資源エネルギー庁に対しても，右の点について報告し，指導を要請している。

貴委員会は右の点について報告をうけているか，いないか。

9.うけていれば，どう判断し，どういう指示を行ったか。また，今後の再発防止はどうするか。具体的に内容を示して返答されたい。

10.ソ連事故後の国際原子力機構の専門部委員会では，今後，各国のどの型の原子炉についても「シビアアクシデント＝過酷事故」の検討を進めるーと決めたと伝えられているが，これにもとづけば，当然，伊方1号，2号炉，更に昨年5月に設置許可した同3号炉についても，炉心溶融を含めた災害評価の実施を指示し，それら再審査の結果を公表すべきではないか。これについてどう考えるか。

11.それらの結果にもとづいて，貴委員会の「原子力発電所周辺の防災対策について」（1980年6月策定）を指針としてつくられている。伊方町及び周辺市町の「原子力防災対策」を，想定放出放射能量及び，対象地域の見直しを含め，抜本的に改定するべきであると思うが，どうか。

12.また，右見直しができるまでの間，1号，2号，3号の運転と建設の停止，及び，全国の原子炉の運転，建設，計画を停止すべきであると考えるか。その判断理由を含めて返答されたい。

以　上

1987年3月13日

原子力安全委員会

委員長　御園生圭輔　殿

伊方原発反対八西連絡協議会

代表　広　野　房　一

伊方原発を考える松山市民の会

代表　伊　達　泰　介

愛媛県への質問状

本県には，県都松山より西へわずか60km足らずの西宇和郡伊方町に，四国電力伊方原子力発電所があり，現在，1号炉と2号炉が営業運転に入っており，3号炉が既に建設中です。

伊方原子力発電所については，1号炉の建設前から，県民から安全性について強い疑問が出され，今日に至るまで県下各地の住民から原発の建設，運転に強い反対の声があがっているのが現状です。特に，8年前の米国スリーマイル島原発事故後は，県下は問わず，全国で原発の安全性について不安の声があがり，県においても，原子力防災対策の策定による避難地域の指定や，避難対制の設定などを実施している。しかも，1万年に1回とか宣伝されていた原発大事故が，わずか7年をおいて，それも全く型も社会体制も異なるソ連のチェルノブイリ原発において発生したことにより，最早，原発の大事故は仮想のものではなく，極めて発生の可能性の高い，現実的なものとして，県民や全国民が痛切に感じていることは否定のできない事実です。

残念なことに，前の白石知事県政では，原発の誘致，建設，運転が進められました。しかしながら，前知事に代った伊賀新知事県政においては，これまでの原発推進一辺倒の県政とは異なる，県民の健康と安全を第一義的に考え，実行する県政へと進まれることを，県民の多くが望み期待しているところです。

そこで，新知事に，次の諸点について質問致しますので，誠意ある回答をいただくよう要請致します。

質　問　項　目

1　本年2月に相次いで明らかになった，伊方2号炉の核燃料集合体上端金具の折損事故と，低圧タービン動翼先端溶接部のひび割れ事故について，県が実施した調査結果の内容と，検査の方法について明らかにしていただきたい。また，今後の再発防止の対策を示されたい。

2.　近年，伊方原発1号炉，2号炉ともに運転期間が長くなり，反面，定期点検の期間は短くなっている。これまで1号炉では，第1回を除く過去7回の定検のたびに，蒸気発生器細管の穴あき事故やタービン動翼のひび割れ事故などが発見されている。また2号炉でも，核燃料管の穴あきや，今回の相次ぐ事故が明らかになった。これらの事故原因については今だに詳細な内容は明らかにされていないが，いずれにせよ，これらは単に事故部品の欠陥ではすまされるものではなく，利益を優先して安全確保を後回しにした結果の，原発の長期間運転と，定検の短縮という事態が一つの原因となっていると考えられるのである。知事は，この伊方原発の運転長期化と定検の短縮という傾向について，県民の安全を考える上で，好ましいものと考えるか，どうか，見解を御聞かせ願いたい。

3.　本件では，昭和55年に県原子力防災対策を策定し，伊方原発より半径10km内を大事故の際の避難区域とするーなどを設定している。しかしながら，既に明らかになっている通り，ソ連チェルノブイリ原発事故の際は，半径30kmに及ぶ地域が避難地域となり，130km離れた人工250万のキエフ市の児童も避難させる措置がとられている。型が異なるといっても，原子炉の中にある放射能の量は，伊方においても天文学的な量です。「大事故は起きないようにしてある」という電力会社の宣伝を信じるか信じないかはさておき，150万県民の生命，安全をゆだねられている県当局においては，何よりも，万が一の場合に備えた万全の対策をする必要

があることは，だれしも認めるところです。そこで知事におたずねします。ソ連チェルノブイリ原発事故による放射能被害の現実に照らした場合，スリーマイル島原発事故をもとにした現状の防災計画の内容では不十分であり，見直しが必要と思うが，どう考えられるか。見直しを検討する考えがあるかどうか御教え願いたい。

4. 次は伊方原発で使用または使用ずみの核燃料の海上輸送についてです。御承知の通り，本年２月２０日，宇和海漁業協議会に加盟する２８漁協の代表が，四国電力に対して「伊方原発核燃料の搬入路として宇和海を使用しないで欲しい」と申し入れを行っております。その理由として「宇和海は県下の漁業生産の３分の２以上をあげている海域であり，核燃料船に万が一の事故が起きれば，我々漁民は取り返しのつかない打撃をうける」というものです。この漁業者の主張は，先ほどのソ連原発事故の放射能で千ｋｍも離れたトルコ地方のナッツが汚染され，許容量の数倍にも達したものが我が国に輸入され，すぐに送り返されたり，千５百ｋｍも離れた西ドイツでも，放射能に汚染された粉ミルクが３千トンも地中処分されたーなどの事実を知れば，誠に自然で当りまえの主張です。そこで知事におたずねします。

1. 県として，宇和海漁業協議会の四電への申入れ内容について，どう考え，判断されているか。無視されるのか。漁業者及び沿岸住民の不安と疑問について，どう応えられるのか。今後の対応も含め御意見を御聞かせ願いたい。

2. また，協議会の指摘にある通り，核燃料船が，宇和海もしくは瀬戸内海で，衝突，座礁，転覆などの事故に至った場合，どのような対応策を考え準備しているのか。更に，これらの事故の際に，放射能が漏れた場合はどういう対処方法を考え備えておられるか，具体的に示していただきたい。

5. 最後に，県は２月の２号炉連続事故発生に対して，四国電力に原因究明を指示し，同時に通産省資源エネルギー庁へも右事故について報告，四電への指導を要請している。しかし同省は，原発安全一辺倒のＰＲ冊子を作成して全国各地に配るなど，到底，原発の安全性を守る立場に立っているとは考え難い。それ故，県が本当に今回の原因の究明を求める考えであれば，少くとも，産業界に密着している通産省ではなく，一応建前上は，独立した機関として設置されている原子力安全委員会にも，先の事故を通知し，原因究明と再発防止の指導を求めるべきであると思うがどうか。

以上，６項目の質問について，３月３１日までに御回答下さい。

１９８７年３月１３日

愛媛県知事　伊　賀　貞　雪　殿

伊方原発反対八西連絡協議会

代表　広　野　房　一

伊方原発を考える松山市民の会

代表　伊　達　泰　介

（１頁から続く）

裁判長：起こることも読みのうちか。

被　告：その通り。

裁判長：原告が求釈明している，玄海１号の（事故）の後，伊方２号を止めなかったことは直接本件とは関係ない。事故が起こったときは，さかのぼって審査の適否を判断するような形で，それに結び付くような範囲で求釈明を出してほしい。

原　告：裁判長が被告の言う事を代わりに言われるようだと，私たちは被告と裁判所を相手に裁判をしなければならなくなる。私たちは裁判長の頭の中に，何か固まったものが入って仕舞っているのではないかと恐れている。裁判長は安全審査が確立した形を持ったものと思っているようだが，安全審査の枠，基準は伸びたり，縮んだりする。裁判と関係のない住民の中へ行けば，何もかも安全審査をしていますから全く安全ですと，枠を拡げて原発に関するものは何でも取り込む。裁判所にきて現実の原発事故に追い詰められると，あれも関係ない，これも関係ないと小さく縮こまってしまう。おまけに，基本設計，基本的設計などという言葉まで恣意的に使い分けて，それもこれも安全審査に関係ないという。１号炉裁判の時からそうで，安全審査の基準など法律で決まったものは何もない。だからわれわれは，現実の原発の事故を突きつけて，安全審査の枠はどこにあるのか，安全だという基準は何かと，安全審査の実態を明らかにしようと苦労しているのだ。裁判所はそこを理解してほしい。

裁判長：安全審査の枠について，原告と被告の間に主張の違いが有ることは裁判所も承知している。裁判所はまだどちらをとったという訳ではない。

原　告：私たち周辺の住民は危険だと思うからこそ裁判をやっている。私たちには専門家のような学術論争はできない。だから，現実に起こった事を取り上げるしかない。専門家と同じようにしろと言われたら裁判は出来なくなる。

裁判長：原告が素人だということは承知している。だが裁判である以上，法律の枠がある。

原　告：被告が黙っているのに，裁判所が助けるようなことをいうのはおかしい。

被　告：では被告からいう。安全審査は原発の設計方針が適法かどうかを審査するだけだ。審査は現実の原発の安全を保証するものではない。

法廷内：ホー！

原　告：現実の原発の安全はどうでもいいというのか。あんたに法律の講義をしてもらわなくてもいい。

被　告：黙っているのはけしからんというからいったまでだ。原告が裁判の中でも難しい行政訴訟の中の，そのまた設置許可取り消しという難しい裁判を選んだ以上，法律的に範囲が決まるのは当然だ。

裁判長：誤解のないように説明する。被告は，法律的に安全審査は原発の設計方針だけを審査するものだ，といったので，実際の原発の安全性がどうでもいいと言ったのではない。

原　告：裁判所が被告のために誤解を解く必要はない。裁判所が被告の立場に立って発言するべきではない。

（場内いささか騒然。裁判長制止）

裁判長：裁判所は裁判の秩序を保つ責任がある，誤解によって裁判が混乱すると思えば今後も発言する。しかし，裁判所も誤解することもある，その時は指摘して貰えば良い。

原　告：原子炉規制法は許可の条件に運転の安全についても書いてある，あんた（被告）が関係ないといったのは間違いだ。

以上のやり取りの後，原告平井さんが本日の準備書面（２頁に全文掲載）を読み上げた。それは伊方２号炉の，燃料集合体の押さえバ